Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年3月1日 航 空 局

「航空法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

~我が国航空分野の脱炭素化の推進とコロナ禍における航空ネットワークの確保を図ります!~

航空分野全体における脱炭素化を推進していくことに加え、引き続き厳しい状況が続く航空業界を支援していくための「航空法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

<u>1. 背景</u>

近年、航空分野において国内外で加速している脱炭素化の動きに対応していくため、航空会社や空港管理者をはじめとする幅広い関係者が連携しつつ、航空分野全体で脱炭素化を推進していく仕組みを整備することが急務となっています。また、本年に入っても、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響が続いている中、航空ネットワークを維持・確保していくため、引き続き、国と航空会社が連携して航空運送事業の基盤強化を図っていくことが必要です。

2. 法律案の概要

(1)航空分野全体での脱炭素化の推進

- ・ 航空分野全体における脱炭素化を総合的かつ計画的に推進していくための、国土交通 大臣による「航空脱炭素化推進基本方針」の策定
- ・ 低燃費機材の導入や持続可能な航空燃料の導入等の取組を推進していくための、航空 会社による「航空運送事業脱炭素化推進計画」の作成及び国土交通大臣の認定、並びに これに基づく特別の措置
- ・ 太陽光発電設備の整備や航空灯火の LED 化等、空港における再エネ・省エネの取組を 推進していくための、空港管理者による「空港脱炭素化推進計画」の作成及び国土交通 大臣の認定等、並びにこれに基づく特別の措置
- ・ 航空会社や空港管理者をはじめとする関係者が一体となり取組を推進していくための、 「空港脱炭素化推進協議会」制度の創設

(2)新型コロナウイルス感染症による航空需要の低下を踏まえた支援

・ 令和3年度に引き続き、令和4年度に行う予定の空港使用料の減免について、航空運送事業基盤強化方針に盛り込み、航空会社から設備投資の実施状況を国へ報告

【問い合わせ先】

法律案全般について 航空局総務課 近藤、山田、亀谷、吉田 代表:03-5253-8111(内線 49102、48288、48134、48133)、直通:03-5253-8900

【問い合わせ先】

航空機運航分野の脱炭素化について 航空局航空戦略室 寺島、徳永

代表:03-5253-8111(内線 49402、48173)、直通:03-5253-8722

空港分野の脱炭素化について 航空局航空ネットワーク部空港計画課 鈴木、濱本

代表:03-5253-8111(内線 49202、49226)、直通:03-5253-8718

航空局航空ネットワーク部空港技術課 佐溝、谷

代表:03-5253-8111(内線 49502、49552)、直通:03-5253-8725

航空会社への支援について 航空局航空ネットワーク部航空事業課 村田、山道

代表:03-5253-8111(内線 48502、48512)、直通:03-5253-8706